

○本庄市下水道事業審議会条例

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 174 号

(設置)

第 1 条 本庄市下水道事業の円滑な運営を図るため、本庄市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が行う下水道事業に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 19 条に規定する都市計画の決定(同法第 21 条に規定する都市計画の変更を含む。)区域内の自治会の代表者

(3) 識見を有する者

(4) 公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第27号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。